

医療法人財団康生会武田病院特定認定再生医療等委員会規程 新旧対照表

変更後	現 行	備考(理由)
<p>(審査料)</p> <p>第9条 委員会は再生医療等提供計画に係る審査を申請する者から以下の手数料(消費税別、源泉所得税別)を徴収する。算定方法は、委員1名につき謝金を<u>40,000円</u>、交通費を<u>10,000円～30,000円</u>とし、委員の人数を乗じる。委員会は第2種のみ審査を実施するものとし、再生医療等提供計画に係る審査を申請する者から手数料として以下の手数料を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「年1回の定期報告開催の場合」 <u>590,000円 (委員12名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費10,000～30,000円/人) ○ 「提供医療機関からの審議による開催の場合」 * 審査1回のみの場合 <u>590,000円 (委員12名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費10,000～30,000円/人) * 同一再生医療等の名称の審査2回目以降 <u>590,000円 (委員12名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費10,000～30,000円/人) ○ 「提供医療機関からの諮問による開催の場合」 * 諮問1回のみの場合 <u>590,000円 (委員12名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費 	<p>(審査料)</p> <p>第9条 委員会は再生医療等提供計画に係る審査を申請する者から手数料として<u>60万円 (消費税別)</u>を徴収する。算定方法は、委員1名につき謝金を4万円、交通費を1万円とし、委員の人数を乗じる。委員会は第2種のみ審査を実施するものとし、再生医療等提供計画に係る審査を申請する者から手数料として以下の手数料を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「年1回の定期報告開催の場合」 <u>560,000円 (委員11名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費10,000～30,000円/人) ○ 「提供医療機関からの審議による開催の場合」 * 審査1回のみの場合 <u>560,000円 (委員11名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費10,000～30,000円/人) * 同一再生医療等の名称の審査2回目以降 <u>560,000円 (委員11名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費10,000～30,000円/人) ○ 「提供医療機関からの諮問による開催の場合」 * 諮問1回のみの場合 <u>560,000円 (委員11名)</u> (内訳 審査料40,000円/人、交通費 	<p>手数料に消費税及び源泉所得税の取り扱いについて記載。</p> <p>交通費は距離により変わることを記載。</p> <p>下欄は内容が重複しているため削除。</p> <p>委員の人数が11名から12名へ変更となったため、手数料を修正した。</p>

<p>10,000～30,000 円／人)</p> <p>* 同一再生医療等の名称の諮問 2 回目以降 <u>590,000 円 (委員 12 名)</u> (内訳 審査料 40,000 円／人、交通費 10,000～30,000 円／人)</p> <p>○ 「臨時開催の場合」 <u>590,000 円 (委員 12 名)</u> (内訳 審査料 40,000 円／人、交通費 10,000～30,000 円／人)</p> <p>ただし、委員長が特に認めた場合は手数料を免除 することができる。</p>	<p>10,000～30,000 円／人)</p> <p>* 同一再生医療等の名称の諮問 2 回目以降 (内訳 審査料 40,000 円／人、交通費 10,000～30,000 円／人)</p> <p>○ 「臨時開催の場合」 <u>560,000 円 (委員 11 名)</u> (内訳 審査料 40,000 円／人、交通費 10,000～30,000 円／人)</p> <p>ただし、委員長が特に認めた場合は手数料を免除 することができる。</p>	
---	---	--

*アンダーラインは変更箇所